

徳島県告示第五百十九号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百三十一条の二の三第一項の規定により、次に掲げる者を文化の森総合公園文化施設においてコード決済を利用する観覧料の指定納付受託者として指定したので、同条第二項の規定により告示する。

令和七年十月十日

徳島県知事 後藤田 正 純

| 名称             | 住所又は事務所の所在地                      | 指定年月日     |
|----------------|----------------------------------|-----------|
| 株式会社日本決済情報センター | 東京都港区虎ノ門三丁目八番二七号<br>巴町アネックス二号館五階 | 令和七年九月十二日 |